官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一六）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一七）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一八）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二一六）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産七〇四）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同七〇五）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七〇六）　五
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四五）　五
○南部地域における中核病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（外務一八四）　六
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通六二四～六二六）　六
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一二八）　六
○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を取消しする件（同一二九）　六
○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を付与する件（同一三〇）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七九、八〇）　七
〔国会事項〕
最高裁判所　七
〔人事異動〕
法　務　七
公証人任免（法務省）　七
労　働　七
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示二）　七
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（同三）　七
〔皇室事項〕
国家試験　八
水先人試験の施行（国土交通省）　八
〔官庁報告〕
〔公　告〕
諸　事　項　八
官庁　八
財団、有権者申出方、公示送達関係　二九八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省　令

○厚生労働省令第九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医薬品等外国製造業者の認定の申請） **第三十六条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第六項において準用する法第五条第三号への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により医薬品等外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～六十九の十五　（略） 六十九の十六　ネランドミラスト及びその製剤 六十九の十七～六十九の二十　（略） 七十～百四十五　（略）	（医薬品等外国製造業者の認定の申請） **第三十六条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第六項において準用する法第五条第三項への厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により医薬品等外国製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～六十九の十五　（略） （新設） 六十九の十六～六十九の十九　（略） 七十～百四十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分七厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分八厘
五年を超え六年以下	年一分八厘五毛
六年を超え七年以下	年一分九厘五毛
七年を超え八年以下	年二分五毛
八年を超え九年以下	年二分一厘五毛
九年を超え十年以下	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分三厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え八年以下	年一分九厘五毛
八年を超え十年以下	年二分五毛
十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛
十一年を超え十二年以下	年二分二厘五毛
十二年を超え十四年以下	年二分三厘五毛

十二年を超え十三年以下	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分八厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分八厘
五年を超え六年以下	年一分八厘五毛
六年を超え七年以下	年一分九厘五毛
七年を超え八年以下	年二分五毛
八年を超え九年以下	年二分一厘五毛

十四年を超え十五年以下	年二分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分六厘
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え八年以下	年一分九厘五毛
八年を超え十年以下	年二分五毛
十年を超え十一年以下	年二分一厘五毛

九年を超え十年以下	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分七厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分八厘

十一年を超え十二年以下	年二分二厘五毛
十二年を超え十四年以下	年二分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分六厘
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十七号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセントとする。）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・八五パーセントを超える場合は、年三・八五パーセントとする。）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十八号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・八〇パーセントを超える場合は、年三・八〇パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(785)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(785)　（略）
(786) ネランドミラスト (787)～(1275)　（略） 九　（略）	(新設) (786)～(1274)　（略） 九　（略）

○農林水産省告示第七百四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分八厘以内となる資金にあっては、年四分五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分六厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分六厘以内となる資金にあっては、年三分八厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百五号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘

二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分八厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分八厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分八厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分八厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分八厘

二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分六厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分六厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分六厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分六厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分六厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分八厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分六厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分八厘

十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分六厘

その他告示

○法務省告示第四十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月十八日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　　市川　太志

○外務省告示第百八十四号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、南部地域における中核病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　南部地域における中核病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年六月三十日

4　署名者

日　本　側　平野隆一在キルギス大使

キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第六百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
かもめプロペラ工場	本社　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	プロペラ	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃

○国土交通省告示第六百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の改造修理工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	限定事項	有効期間
かもめプロペラ本社工場	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	プロペラ（可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。）	修理工事に限る。	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

○国土交通省告示第六百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩ回転機械エンジニアリング辰野事業所	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3934番地	排気タービン過給機	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

○防衛省告示第百二十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和八年六月二十一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 令和八年六月一日から同月二十日までの間及び令和九年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業を禁止
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	令和八年五月二十五日から同年九月十日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業を禁止

○防衛省告示第百二十九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＭＹ	五一〇四	わかさ	令和八年三月十九日
ＪＳＰＥ	一五一	あさぎり	令和八年三月二十三日

○防衛省告示第百三十号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＵＳ	九〇三	ひのき	令和八年三月十三日
ＪＳＶＭ	九〇四	すぎ	令和八年三月十三日

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで	一〇・五〇メートル	二・二〇〇キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十号

令和八年五月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで（京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで）	一般国道一号	電柱

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

五月十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

令和八年五月十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

報告書提出

五月十四日委員長から次の報告書を提出した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

人事異動

最高裁判所

最高裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　田中　健治

神戸家庭裁判所判事に補する

神戸家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　大野　晃宏

神戸家庭裁判所判事に補する

神戸簡易裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　柴田　義明

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　片野　正樹

那覇地方裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事を命ずる

那覇簡易裁判所判事に補する

那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　大野　晃宏

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上四月二十四日）

○官吏死亡

判事兼簡易裁判所判事大浜寿美は四月十一日死亡

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事中垣内健治は四月二十三日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

信任状捧呈式

五月十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アゼルバイジャン特命全権大使ファリド・ユニス・オグル・タリボフの信任状捧呈式を行われた。

五月十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在カンボジア特命全権大使チュム・スンリーの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、五月十二日午前十時四十分御出門、令和八年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時二十七分還啓になった。

官庁報告

法務

公証人任免

飯島泰は公証人に任命され、東京法務局所属公証人西村尚芳の後任を命ぜられた。（五月十日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第２号

九州地方交通審議会から九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

令和８年５月18日

九州運輸局長　日向　弘基

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州漁業（底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「200,200円」を「208,200円」に改正することが適当である。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年５月18日

九州運輸局長　日向　弘基

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「268,700円」を「279,000円」に、「252,250円」を「263,250円」に、「210,100円」を「221,100円」に、「200,800円」を「211,800円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中、「263,400円」を「273,400円」に、「197,000円」を「208,000円」に改める。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中、「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年６月17日から効力を生ずる。

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

1　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
小名浜水先区	令和八年六月十六日	東北運輸局（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第四合同庁舎）	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第四合同庁舎　郵便番号九八三―八五三七）	令和八年六月八日（郵送による場合は、六月八日必着）	合格発表日は、地方運輸局により通知する。
鹿島水先区	令和八年六月十六日	関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）		
七尾水先区	令和八年六月十五日	北陸信越運輸局（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号　新潟美咲合同庁舎二号館）	北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課（新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号　新潟美咲合同庁舎二号館　郵便番号九五〇―八五三七）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

公　告

諸事項

工場財団

宇和島市天神町８番地23**槇川正木ウィンドファーム合同会社**の工場財団に宇和島市津島町下畑地庚180番42槇川正木ウィンドファームの工作物、機械、器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年５月18日

松山地方法務局宇和島支局

有権者申出方

元当局所属公証人星野敏の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年５月18日　　名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
北海道上川郡東川町天人峡
清算株式会社　株式会社見河管財
代表清算人　廣　田　善　康
１　決定年月日　令和８年４月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

特別清算終結

令和7年（ヒ）第1004号
千葉県市原市五井中央西３丁目８番地13
清算株式会社　久松フーズ株式会社
１　決定年月日　令和8年4月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

令和7年（ヒ）第3030号
大阪市淀川区西中島四丁目２番８号
清算株式会社　グローバルスタイル株式会社
１　決定年月日　令和8年4月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階４１５Ａ
清算株式会社　鶚株式会社
代表清算人　宮原　一東
１　決定年月日　令和8年4月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１別紙協定債権額一覧表記載の協定債権者は清算株式会社に対し、協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
２前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する（なお、弁済は協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第５号
岡山県備前市日生町日生６３９番地の３４
清算株式会社　株式会社ＫＩＳ
代表清算人　春本　新二
１　決定年月日　令和８年４月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権者（議決権額）一覧表の協定債権者に対し、別紙債権者（議決権額）一覧表の金額欄に記載された債務及びこれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
２　各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権及びこれに対する利息・損害金を全て免除する。
３　前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
岡山地方裁判所第３民事部

包括的禁止命令

再生債権の特別調査期間

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は甲及び丙は令和八年四月二十一日付、官報（号外第九十三号）七十五頁、乙は七十六頁に掲載しております。

令和八年五月十八日

札幌市中央区北五条西二十六丁目一番五号

（甲）株式会社十勝

代表取締役　高橋　博子

札幌市中央区北五条西二十六丁目一番五号

（乙）株式会社セグロス

代表取締役　高橋　敏幸

札幌市中央区北五条西二十六丁目一番五号

（丙）株式会社リロケーションサービス

代表取締役　高橋　孝嘉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八四頁（号外第二四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第十八号）

令和八年五月十八日

茨城県土浦市東真鍋町九番三五号

（甲）株式会社本田

代表取締役　岡島　正和

茨城県土浦市東真鍋町九番三五号

（乙）株式会社東総業

代表取締役　岡島　正和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.fujita-kanko.gr.jp/whgnishinihon/koukoku.html

（乙）http://www.fujita-kanko.gr.jp/whgkansai/koukoku.html

令和八年五月十八日

東京都文京区関口二丁目一〇番八号

（甲）ＷＨＧ西日本株式会社

代表取締役　堤　　政重

東京都文京区関口二丁目一〇番八号

（乙）ＷＨＧ関西株式会社

代表取締役　田中　一志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

（甲）合同会社Ｈｙｍｅｎ

代表社員　Ａｌｐｈａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎ一般社団法人

職務執行者　髙山　知也

京都市下京区下魚棚通堀川西入南八百屋町三三四番地

（乙）有限会社セイケンプラン

取締役　田島　慶典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十四日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十二頁（号外第七十六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十五頁（号外第七十六号）

令和八年五月十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

（甲）株式会社船井総研あがたＦＡＳ

代表取締役　光田　卓司

名古屋市中区錦一丁目一七番二六号

（乙）株式会社ＭＩコンサルティング

代表取締役　鏡味　至

合併公告

左記会社は吸収合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一五一頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一九〇頁（号外第一七五号）

令和八年五月十八日
東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号
（甲）富士フイルムメディカル株式会社
代表取締役　川原　芳博

（乙）富士フイルム医療ソリューションズ株式会社
代表取締役　山川　直也

合併公告

左記会社は吸収合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一五一頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一二三頁（号外第二七三号）

令和八年五月十八日
東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号
（甲）富士フイルムメディカル株式会社
代表取締役　川原　芳博

大阪府豊中市新千里東町一丁目四番二号
（乙）株式会社クライムメディカルシステムズ
代表取締役　西脇　稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十九日
掲載頁　八頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月二十九日
掲載頁　八頁

令和八年五月十八日
大阪市北区中津一丁目一八番一八号
（甲）株式会社旭屋書店
代表取締役　川上　幸弘

東京都目黒区下目黒三丁目七番一〇号
（乙）株式会社東京旭屋書店
代表取締役　川上　幸弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一四五頁（号外第一六六号）

（乙）https://www.comlead.co.jp
令和八年五月十八日
大阪府門真市本町二七番一五号
（甲）株式会社ミライト・モバイル・ウエスト
代表取締役　鎌田　智誠

大阪市浪速区幸町二丁目二番一三号
（乙）株式会社コムリード
代表取締役　石橋　正次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十八日
掲載頁　一一四頁（号外第九十九号）

令和八年五月十八日
北九州市八幡西区幸神四丁目七番四号
（甲）辰巳住宅株式会社
代表取締役　白木　利典

福岡県古賀市美明三丁目五番九号
（乙）辰巳住研株式会社
代表取締役　門田栄一郎

福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎一七一六番地の九
（丙）株式会社田舎暮し
代表取締役　中原　宏治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社米澤電気商会（乙、住所北海道勇払郡むかわ町福住一丁目四三番地）の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十一日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇四号）

令和八年五月十八日
北海道勇払郡むかわ町福住一丁目四三番地
株式会社米澤ブリスホールディングス
代表取締役　山本　敦子

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社ディーモ（甲、住所東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号）に対して当社の介護業界向け業務効率化支援事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　六十三頁（号外第八十七号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　九頁

令和八年五月十八日
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
株式会社Ｍ　Ｐｌａｎｔｓ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
代表取締役　渡邊　裕樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　九十三頁（号外第四十一号）

令和八年五月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
（甲）合同会社Ｃｏｍｕｓ
代表社員　一般社団法人Ｃａｐｉｔａｌ
職務執行者　髙山　知也

京都市中京区両替町通御池上る龍池町四四九番地一
（乙）株式会社ホテルエムズ
代表取締役　エルワン・エリック・マエ

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社ＬＡＨＡＧＯＬＦ（住所川崎市中原区新城一丁目一四番五号ＨＡＲＡ・ＢＬＤＧ一Ｆ）に対して当社の営むゴルフ関連事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　三頁

令和八年五月十八日
川崎市中原区新城一丁目一四番五号ＨＡＲＡ・ＢＬＤＧ一Ｆ
株式会社原トラスト
代表取締役　原　博章

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月十八日
秋田県横手市大森町字町田一〇六番地の三
農事組合法人横手市大森町きのこセンター利用組合
理事　伊藤　恭悦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＡＰＬＵＳ　ＪＡＰＡＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

茨城県水戸市百合が丘町一番地の一二

ＡＰＬＵＳ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　長田　州主

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

埼玉県川越市菅原町二〇―三

ＰＨＵ　ＴＲＯＮＧ合同会社

代表社員　ブィ・ズァン・フー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ユニコーンスター

代表社員　仲矢　直人

組織変更公告

当会社は合同会社から株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月十八日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

㈱同谷社nozomi

代表社員　野口　裕希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

東京都港区新橋六丁目九番二号新橋第一ビル二Ｃ

合同会社ＩＰＡ不動産

代表社員　上山　快仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社辰淳とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

東京都台東区元浅草一丁目六番一二の四一三

辰淳合同会社

代表社員　石垣　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

神奈川県横浜市南区共進町三丁目六八番地

ハレトアメ合同会社

代表社員　小松　由和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十日であり、組織変更後の商号は㈱同谷社TRIMURTI ENTERPRISESとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

神奈川県横浜市中区蓬莱町三丁目一〇五番地

合同会社TRIMURTI ENTERPRISES

代表社員　ポーカーレール　ナヤラナ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

神奈川県小田原市鴨宮二二四番地の四

合同会社ＭＩＲＡＩＴＯ

代表社員　河野　保治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

長野県上田市中丸子一四三〇番地二ヒカリビル一―五号室

㈱同谷社i.closet

代表社員　宮島　梓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

三重県津市北丸之内七四番地　マツダビル二階Ｂ

合同会社Ｅｓｐａｃｉｏ　ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表社員　後藤　信勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十八日

宮崎県延岡市日の出町一丁目二一番地四

合同会社豊住フード

代表社員　豊住　幸子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百九十四万三千二十円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　一七二頁（号外第三九号）

令和八年五月十八日

秋田県大館市花岡町字前田四〇番地一六

エヌピーエス株式会社

代表取締役　韓　志新

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十頁（号外第一四八号）

令和八年五月十八日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三五番二号

デンタルドア株式会社

代表取締役　國友　新太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.umito.jp/

令和八年五月十八日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート

株式会社ＵＭＩＴＯ

代表取締役　堀　鉄平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百四十三万七千百三十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十九頁（号外第二三三号）

令和八年五月十八日

東京都目黒区中目黒一丁目一番一七号ＬＡＮＴＩＱＵＥ・ＢＹ・ＩＯＱ・〇〇一号室

ミラーフィット株式会社

代表取締役　黄　皓

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千三十九万二千六百七十四円減少し零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年六月三十日までにお申し出下さい。

なお最終貸借対照表の開示状況については、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十八日

愛知県豊田市前山町三丁目七番地

株式会社西栄

代表取締役　伊相　義久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四百七十六万四千四百八十七円、資本準備金の額を二十八億四千七百十四万七千八百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/567011/announces

令和八年五月十八日

東京都千代田区飯田橋三丁目八番五号

モノグサ株式会社

代表取締役　竹内孝太朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を六億九千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://openrec.co.jp/

令和八年五月十八日

東京都渋谷区代々木一丁目二四―一〇ＴＳビル三階　株式会社ＯＰＥＮＲＥＣ

代表取締役　兵頭　陽

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十八日

北海道小樽市住吉町一二番一五号

株式会社コマツダ

代表取締役　小松田哲弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十八日

広島市西区観音本町一丁目二二番一一号

株式会社サンチューエンジニアリング

代表取締役　山下　忠浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十八日

長崎県平戸市岩の上町一五九番地五

株式会社なかしま

代表取締役　中島　潤二

解散公告及び債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十六年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

岡山県倉敷市児島赤崎三丁目一〇番二五号

中村織物有限会社

清算人　中村　敬子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千二百万円減少し金十一億九千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　七十五頁（号外第二〇七号）

令和八年五月十八日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

厚木ロジ特定目的会社

取締役　中村　武

債権申出の公告（第一回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十八日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一一番九号

岡本株式会社

確定給付企業年金清算人　坪井　静世

訂正公告

令和八年五月十一日（号外第一〇四号）掲載の解散公告中、「代表清算人　河本　晃卓」とあるは、「代表清算人　清水　晃卓」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十八日

東京都港区芝公園一丁目八番二〇号五〇三

株式会社マッチングトゥデイ

代表清算人　清水　晃卓

取消公告

令和八年四月二十四日掲載の組織変更公告は取消します。

令和八年五月十八日

三重県津市北丸之内七四番地　マツダビル二階Ｂ

合同会社Ｅｓｐａｃｉｏ　ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表社員　後藤　信勝

正　誤

令和八年三月十九日（号外第五十八号）農林水産省告示第四百九号（養殖共済に関する事項を定める告示）

（原稿誤り）

四二ページ一〇行目～一二行目

「

二十三区	中期	短期
	長期	

」は、

「

二十三区	中期	短期
	長期	

」の誤り。